

法務委員會議録 第十号

昭和三十七年三月一日(木曜日)委員会
において、次の通り小委員及び小委員
長を選任した。

再審制度調査小委員会

池田 清志君 稲葉 修君
林 博君 赤松 勇君
坪野 米男君
再審制度調査小委員長 林 博君

昭和三十七年三月一日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君
理事 稲葉 修君 理事 小島 徹三君
理事 田中伊三次君 理事 林 博君
理事 牧野 寛素君 理事 井伊 誠一君
理事 坪野 米男君
池田 清志君 唐澤 俊樹君
小金 義昭君 高橋 英吉君
阿部 五郎君 赤松 勇君
猪俣 浩三君 田中織之進君
志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 植木庚子郎君

出席政府委員

内閣官房長官 太平 正芳君
(検事局長) 事 平賀 健太君
(民事局長) 事 竹内 壽平君
(刑事局長) 事 竹内 壽平君
委員外の出席者

検事 民事局長 第二課 阿川 清道君
専門員 小本 貞一君

二月二十八日

委員一萬田尚登君辭任につき、その
補欠として森山欽司君が議長の指名
で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

小委員会設置並びに小委員及び小委
員長選任に関する件

参考人出頭要求に関する件

民法の一部を改正する法律案(内閣
提出第九四号)

法務行政及び人権擁護に関する件



○河本委員長 これより會議を開きま
す。

法務行政及び人権擁護に関する件に
ついて調査を進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許
します。赤松勇君。

○赤松委員 官房長官にお尋ねをいた
しますが、御承知のように、昨年は釜
ヶ崎事件が発生しまして、政府並びに
国会におきましては、この事件の発生
の背景なりあるいは原因というものを
非常に重要視をいたしまして、その結
果、政府当局も釜ヶ崎の調査に着手し
て、国会におきましても、わが法務委
員会、社会労働委員会及び地方行政委
員会の三委員会が現地に調査団を派遣
いたしまして、しさいに調査を行なつ
たのであります。その結果得ました結
論は、もとよりあはした事件は望まし
いものではないのであつて、これを防
止する治安上の措置はもちろん必要で

はあるけれども、しかし、ただ治安対
策を強化しただけで問題の発生を防げ
るものでもない。要するに、その原因
をなすところのさまざまな社会的要因
を一つしなければならぬ。すなわ
ち、問題は政治にある。政治の盲点と
してあのようものが起きたのであ
る。池田内閣も、この事件につきまし
ては深く遺憾の意を表すると同時に、
これが是正のために、すなわち先ほど
申し上げましたような社会的な要因を
一掃するための政策を行なうというこ
とを當時言明したことは官房長官御存
じの通りであります。

そこでお尋ねしたいと思うのであり
ますけれども、昭和三十七年度の予算
は、ただいま予算委員会において審議
中であります。間もなく衆議院を通
過する段階になっております。わが法
務委員会といたしましては、現地の調
査を行ないまして、そして当時委員長
に對しまして、単に調査のしつぱなし
でなしに、つまり血税を使つて私ども
が調査をして、調査のしつぱなしをす
るということは国民に申しわけない。
従来、ややもすれば衆議院の調査が調
査のしつぱなしになって、これが政治
の上に反映をしない、あるいは行政の
上に反映をしないという点を反省いた
しまして、昨年の調査に際しまして
は、強くこのことを要求いたしまし
て、常任委員長會議におきましては、
私の意見が採用されまして、政府に對
して三十七年度予算の中にこれを織り
込んでいくということを要望するとい

う決定が行なわれたということを、私
は社会労働委員長から報告を受けてお
るのであります。

そこでお尋ねしたいのは、昭和三十
七年度の予算の中には、これに對する
対策、こういったものが予算上どのよ
うに出ているかということをお尋ねい
たします。

○大平政府委員 労働省と厚生省、文
部省、三省にわたります。それぞれ
処置いたしました。が、労働省におきま
しては、大阪府の労働部の分室を現地
に設けるというような措置とあわせま
して、釜ヶ崎における労働者は、その
生活の環境等から見まして、公共職業
安定所の利用におなじみが少ない、一
般の雇用の労働者に比べてして種々
の困難がございますので、これらの地
区の労働者の安定所利用を促進するた
めに周知宣伝の活動、手配師利用求人
者の調査指導を行なう一方、今申しま
したように、労働部の分室を設置いた
しまして、就業のあっせんを行なつて
いるわけでございます。明年度におき
ましては、これら釜ヶ崎地区労働者の
就労の一その安定と福祉の向上をは
かるために、この地区に公益法人を設
置せしめて、無料の職業紹介及び生活
相談を行なわせるとともに、食堂、宿
泊施設等の福祉施設を付置いたしまし
て、労働福祉の施策を推進することと
いたしております。

厚生省におきましては、事件発生前
において、すでに今年度の事業として
釜ヶ崎地区に生活館一カ所を設置する

ことといたしました。事件発生後大阪
府並びに大阪市当局と連絡をとつて、
地区住民の要望を取り入れつつ当初計
画の規模を拡大いたしまして、現在建
設中でありまして、赤松委員も御
案内の通りでございます。なお、昭和
三十七年度におきましては、府及び市
の要望に基づきまして、さらに生活館
一カ所、第二愛隣館というものの建設
を計画いたしております。

○赤松委員 釜ヶ崎対策は社会保障の
一環としておやりになるかどうか、ま
た全国的なスラム街対策の一環として
おやりになるのか、このことをお尋ね
いたします。

○大平政府委員 私どもの基本的な姿
勢は、先ほど赤松委員も触れられまし
たように、やはりこういった事態発生
の社会的な要因の除去という点に重点
を置いておるわけでございまして、そ
ういう角度から施策を進めて参りたい
と考えております。

○赤松委員 おそらく次の参議院選挙
におきましては、社会保障に関する問
題が、自民党と社会党の争点の一つに
なると思つております。すなわち、政府
と野党との争点の一つになると思
う。従つて、いよいよ社会党も四月か
ら全国遊説を始めますから、その際に
広くこれを国民の前に明らかにし、し
こうして政府と社会党の社会保障に對
する熱意あるいは施策の内容を説明す
る必要がある。従ひまして、特に
官房長官の出席をお願いいたしました
のは、この間予算の分科会で、大蔵大

臣にこまかいことは聞きました。本来をいえば、これは内閣総理大臣に聞くべき性質のものでありますけれども、今予算の途上でありまして、多少遠慮いたしまして、総理の代理として官房長官にお尋ねしておるわけです。

今お尋ねすると、社会保障の一環としてやるのだという御返事でありまして、そういたしますと、社会保障の一環としてやるということならば、予算の立て方も、おのずから政府独自の予算というものが出てこなければなりません、それが労働省、厚生省予算の中にどこにございませうか。

○大平政府委員 費目別の配置は、政府委員の方から承っていたかと思いますが、

○赤松委員 それは官房長官よりも私の方が詳しい。社会労働委員会をやっておりますから、労働省予算も厚生省予算も私の方が詳しい。あなたに聞きたいのは、予算のこまかい内容を聞こうとしておるのではありません。その点は事務局でもいい。それでは予算を紹介いたしましょう。厚生省予算は、スラム街対策として、三十七年度予算の中には三千五百五十万円計上されております。それから労働省の予算は千二百万円、これが計上されているわけですね。この内容につきましては、私十分存じております。従って、内容にも問題はあられるわけなんです、この予算を出すところの先ほどおっしゃった姿勢ですね。姿勢の問題なんです。姿勢の問題は、事務局の役人諸君に聞かしていただかないかと思うのです。私は政治の筋を聞いておるわけなんです。こまかい予算上の数字でなしに、政治の筋を聞いておるわけなんです。

つまり、昨年あの事件が発生したときに、再びこういう事件が発生しないように予算上の措置を講じます、こういうことを政府は言明しておる。そうでしょう。それならば、予算の上に、当時政府が国民に約束し、国会に約束したものが出てこなければならぬはずだ。出てこないじゃありませんか。政府独自の予算というものが出ていないじゃないか。その予算の内容は政府独自のものです。うしろに事務局の連中おるけれども、これはみんな補助金じゃないですか。補助金でしょう。労働省予算は四分の一負担、厚生省予算は全部これは補助金なんです。よ。政府独自の予算なんというものはないじゃないですか。スラム街対策の姿勢というものは、政治の姿勢というものは、今のうちに貧弱な財源を持つ地方公共団体に依存しておいたのでは、再び第二、第三の釜ヶ崎事件が起こるのです。だから当時私も、地方公共団体にまかせるのじゃなしに、政府みずからスラム街を一掃するための社会保障の一環として大きな予算を編成して、政府みずからの手でおやりなさい、やりましょう、こう言ったが、どこにその予算が出ておりますか。――官房長官よくわからないから、僕が説明してあげる。いいですか。この厚生省関係のスラム街対策として出ておるのは、不良環境地区対策費三千五百五十万円、これについてこの間大蔵大臣に質問したら、大蔵大臣は事務局に上してあります、こういって大きな額をして答弁しておる。じようだんじやありません。この三千五百五十万円です。一体何の対策がやれますか。釜ヶ崎一

つだって三千五百五十万円で満足なことがやれますか。まして三千五百五十万円というのは、都市のスラム街全部です。官房長官よく聞いて下さい。都市のスラム街全部です。ドヤ街、パタヤ街、それからアイヌの集居地区及び部落民、いわゆる同和地区まで含んでおるのです。これら全部を含んだ不良環境地区対策費というものが三千五百五十万円。この予算でもってスラム街の一掃をやりますなんて大きなことが言えますか。そうして一体何をやるのですか。内訳は、生活館を作り出す、その補助金は二分の一、そうして今全国に七カ所を三十三カ所にふやす、六カ所ふやすだけだ。これがスラム街対策の実体なんです。共同浴場を作り出す、これも補助金が二分の一、そうして八カ所を十一カ所にす。これも三カ所ふやすだけ。共同作業場を設置いたします、これは九十七万円、二カ所作る。それから共同炊事場、これも二カ所、二十八万円。共同井戸も作ります、百五十万円。これは六カ所。下水排水路整備補助金として四カ所八十万円、これはなんです、恐るべき池田内閣の社会保障費の一端なんです。スラム街対策の実体なんです。労働省予算はどうか。今あなたは職安の問題を言ったけれども、政府の無能と無策のために、あの釜ヶ崎事件が発生して、大阪府の知事はあわてた。元来あの問題は労働省がやるべきものだ。それをあの事件が発生したために、大阪府は自分の予算で――本来大阪府の予算でやるべき性質のものではない。それを大阪府は、労働部の分室というものをあすこに設けて、そうして労働部の分室が職安事業を代

行した。これは職安法違反ですよ。たいたいことだから、前向きな姿勢だから、われわれは目をこらしてこれに文句を言わなかった。これはごまかしとはいえません。政府の無能、無策のために、やむを得ず地方公共団体が貧弱な財源から応急手当をしなければならなかったというのが、あの大阪府の労働部の分室になって現われておる。そして今も労働省予算なんて官房長官は大きなことを言っておるが、これは千二百万円じゃないか。千二百万円でもって何をやるかといえ、生活相談とか、食堂とか、宿泊施設をやる。出さぬよりは出した方がいいですよ。しかし実態を言えば、また今年第二の釜ヶ崎事件が発生すると、予算をちっとも計上していないと困るというので、総理府の治安関係担当の諸君などが集まって、とにかくちよっぴりでもよいから予算の頭を出しておいてくれ、そうすれば第二の釜ヶ崎事件が起きて、予算の手当はしてありますといつて世間に申しわけは立つ、そういう考え方から出てる。それでもって第二、第三の釜ヶ崎事件を防ぐ、まことに遺憾であります。これは政治の貧困から生まれるところの欠陥でありまして、当時政府は言明しました、その反省というものは予算の上に現われておりません。そこで、私は特に法務大臣もおられますので、法務大臣と官房長官に言っておきたいことがある。それは当委員会が釜ヶ崎を昨年調査した、これは同僚委員諸君がみな一緒に行った。行って、そうして大阪府におけるところの治安当局からいろいろ事情を聴取した。その席上で大阪高検の検事長はどう言ったか。いいですか、これ

は大阪高検の検事長の言葉ですよ。われわれが言っているんじゃない。その席上で、特に法務委員の皆さんに申し上げたいのは、一触即発、マッチの軸をすつとすつと一本つければ、ぱっと爆発するような地区は釜ヶ崎だけではありません。もつと一触即発の地区があります。それは尼崎でありあるいは神戸のスラム街だ。われわれ治安当局としては、問題が発生してからそれを押えても、一時は押えがきいて、それは恒久対策にならない。従って、われわれが行動しなくてもいいように、治安当局が手を出さなくてもいいようにしてもらいたい。そうでなければ治安当局としては責任を負えないということをやっている。これをどう聞きますか、責任を負えないと言っている。今度の釜ヶ崎事件は、共産党の扇動で起きた事件でもありませんし、社会党、自民党の扇動で起きた事件でもありません。これを科学的に調査するため、大阪市の依頼によりまして、和歌山大学を初めその他の若手教授が社会科学研究会というものを持って、約三カ月間にわたって、作業衣を着、ボロをまとって、そしてあのドヤ街に入つて、三カ月の間あの生息をつぶさに調査をいたしまして、その調査の結果が一冊の本にまとまってここに出ておる。これを読んでごらん下さい。涙なくしては読まれない。釜ヶ崎は、あそここの住宅は日本で一番高いんですよ。たとえばここに出来ておるところの統計によれば、〇・八畳のそれが一晩二百円から二百五十円、これを今の高級アパートに直してみなさい。それからこ

よって、またその当時大阪の社会科学
研究会の学者諸君の報告によると、
あそこに暴力団が二〇〇いる。この
二〇〇の暴力団を一掃すれば、あとの
八〇〇は善良な人だ。たとえば働けな
い老人もおる、すでに労働能力を失っ
た身体障害者もおる、あるいは未亡
人、あるいは親のない子供、そういう
者がたくさんいるけれども、しかし、
これは全体としては政治によって救え
る人なんだ。問題は二〇〇の暴力団だ
というのをここで言っておるが、そ
の暴力団の内容を申し上げると、
今、まだ公然とあの地区において大手
を振って君臨している。われわれが
行ったら、変な何か、僕はよくわから
ないけれども、こんな帽子をかぶって
細いズボンをはいたぐれん隊がずつと
いるわけなんです。われわれの姿を見
ると、ずつと逃げたて、しばらく
するとまたずつと集まってくる。法務
大臣一ぺんごらんない。そうして何
組というのが入口に木刀をずつと並
べて、鉄かぶとをずつと並べて、そし
てちようちんをずつと並べている。い
ざというときには、みなその鉄かぶと
をかぶって木刀を持って、ちようちん
をかざして行くわけです。これはもう
すでに戦時状態です。朝八時から夕方
まで、弁当代として、大体子供を預け
るのに一日二百円で預けていく、そう
して母親は日雇いの労働やその他に出か
ける。それから夕方から夜十二時まで
は二百五十円、別に住み込みの場合は
月に九千円から一万円だ。それから子
供を預けるのでできない人は、子供
に五十円食事を渡して出ていく。こ
れは子供がよくなくなるわけがありま
せん。五十円もらって買い食い癖を覚

え、ふらふら遊んでいるからだんだん
不良化していく、学校へは行かない、
こういう状態だ。これを母親は監督す
るわけにいかない。先ほど申し上げま
したように、住宅などは〇・八畳に対
しまして二百円から二百五十円とい
うような状態なんです。こういうよう
に暴力団と、麻薬が香港から神戸經由
入ってくるけれども、この麻薬と暴力
と売春と今言った窃盗、強盗、こう
いったものがあすこに入りまじって
いる。このスラム街です。釜ヶ崎一カ所
だけだつて三千万円ぐらいの予算を投
じたところでどうにもならぬ。それが
厚生省の計上しておるところの予算と
いうものは、全国のスラム街、さらに
アイヌの部落、そうして同和地区であ
るところの部落民を含んだこういう地
区全体にわたるところの対策が三千百
五十万円、これが池田内閣の実態な
んです。そこで私は大蔵大臣に言っ
た。参議院選挙の際に明らかにしま
す。これでは池田内閣の独自のスラム
街対策というものはないやありません
か、全部補助金制度じゃありません
か、こう言った。そうすると、大蔵大
臣がこういう答弁をした。いやごもつ
ともでございませう。しかし、今の予算
の立て方がこういうように、補助金制
度になっておりますので、こういう
答弁をしておる。これは昨年釜ヶ崎事
件が発生する以前の考え方なので、そ
の以前ならばそういう答弁だつて世の
中は通用する。ところが、あの事件が
発生をして池田内閣は、再びこういう
事件が発生しないように政府はこれ
を三十七年度の予算において手当をい
たします、その施策をいたしますとい
うことをちゃんと約束をしておる。地方

公共団体に依存して、その貧弱な財源
に依存して、労働省予算を一千万円ば
かり、厚生省予算を、今言ったように
全国に三千万円ばらまいて、これでス
ラム街対策でございませう、不良環境地
区一掃の施策でございませうとえらそう
なことが言えますか。私は、もうす
でに今予算が衆議院を通過しようとして
おるこの段階において、官房長官に、
今追加予算を出せのあるいは予算の修
正をやれのと云ってみたところで、実
際は不可能でしょう。だからそういう
ことは私は申しません。そこで昭和三
十八年度の予算の上に、昨年われわれ
に約束したように、補助金制度に依存
をしないで政府独自のこれらのスラム
街対策の予算を計上しておやりになる
かどうか。今こういうシステムがある
ならば、このシステムを改善して、そ
うして政府みずから一たたとえば大
阪釜ヶ崎におけるところの隣保館の問
題だつて、あれは大阪市にのみまかし
ておる。それにちよびり補助金を
やつておるだけじゃないですか。とこ
ろが、政府は、今度は国民にものを言
うときは、政府は釜ヶ崎に隣保館を
建てました、そういうなを建てまし
た、こう言う。何を言っているんだ。
地方住民の負担でもつてやつていて、
そうして政府は、やりました、これは
ごまかしです。だから三十八年度予算
ではどういふ姿勢でお臨みになるか、
よけいなことは要りません、こまかい
ことは要りません。その一点だけ私は
聞いておきたい。

○大平政府委員 スラム街対策として
必要な事業の経営あるいは施設の管
理、こういったことは本年の今の制度
では地方公共団体の固有の事務という
ことになっております。その制度がい
けない、国が直接責任主体になつてや
れという御提言のように拝聴いたしま
したが、この問題は、地方自治制度と
の関連におきまして十分検討を要する
問題である。これはもう赤松委員も
御了承願えと思うのでございませう。
ただ問題は、補助金の形でやつておる
が、補助金はあまり小さいではないか
というところでございませう、小さいな
がらこういう施設が芽ばえて参りまし
た。これは本委員会の御懇請等大へん
力があつたと思うのでございませうが、
せつかくこういつた仕事に手を染めた
でわけございませうから、これを愛惜し
ていただきまして、年々歳々充実して
参るという方向に私どもも考えて参
る。従つて明三十八年度におきまして
も、今御提言をいたしました御趣旨をく
みまして、できるだけ努力するつもり
でございませう。

○赤松委員 この委員会では大平調で
通るのです。そのリズムでいいです
よ。しかし、これがテレビ討論会や立
会演説会であつたと僕とやつた場合に
は通らぬです。徐々にとかあるいは
次第にとか、少し芽がふき出したと
か、これをだんだん芽ばえさせていく
のだといううなことは、釜ヶ崎の住
人がそれを待つてくれればいいけれ
ども、待つてくれなかつたらどうしま
すか。今言つたように、検査当局が、釜
ヶ崎だけではない、尼崎でもあるいは
神戸でも、そういう危険というものが
内在しているのだ。だから政府の手
で、これを早くそういう事件が発生し
ないようにつてくれ、こう言つてい
るのです。だから大平調ではいけな
い。あなたがその程度の答弁しかでき
ないならできないでよろしい。それを
国民の前に明らかにして、大平官房長
官は池田総理にかわつて答弁をしまし
たが、こういう答弁でありましたとい
うことを率直に私は国民に訴えます。そ
うすると、三十八年度の予算の上では、
あくまでも地方公共団体の補助金に依
存しながらつてつてつてつてつてい
くという考え方でよろしゅうございま
すね。

○大平政府委員 予算の立て方の問題
は先ほど申しました通り、地方自治制
度との関係で、直接政府の仕事にする
かどうかという点については、ここで
私が今どうする点については、ここで
申し上げられませんが、検討を要する問
題だと先ほど申ししたわけございま
す。

○赤松委員 僕は、一つ例をあげま
しょう。たとえば釜ヶ崎のあすこに私
鉄あるいは国鉄が通つておりますね。
あの鉄道用地のところ、その辺の板
ぎれを拾つてきてばんぼんと小屋を建
ててしまふ。もう動きません。これを人
に貸すのです。あるいはその中に十人
なら十人というものを収容して、宿の
かわり、まあバラック・ホテルになる
わけです。それでずいぶんもうけてい
るわけです。ところが大阪市の連中が
行つたつて立ちのきません。下手に
やれば、これをやられるのですから。
だから吏員もこわいから無理には言わ
ない。ただ、一つ届け出てくれ、こ
ういふことを言うのです。届け出たら、
もうこれは合法的に、地上権というの
が、居住権というのか、そういうもの
ができてしまふ。そこで手をやいてい
るのです。これは大阪市の力では

何ともできないのです。こういうスラム街対策というものは大阪市だけの力では何ともできないのです。そこまできているからああいう事件が発生したのです。ですから思い切って、たとえ不良環境地区、スラム街の環境を改善するための法律案を出しになったらいいいじゃないですか。そうして住宅対策は建設省だなんて言っておらずに、別個にそういうスラム街対策というものを立てて、あの地区に八階建ても十階建てもアパートを、ずっとあの不良地区を一通して、建てていくというようなこともおやりになったらどうです。僕らが見たらまだあき地がありましたよ。

暴力団の二掃にしたって、大阪府の警察本部にまかしたってだめです。だから政府の中で総合的にこれを行なうところの姿勢というものが出てこなければだめなんです。それを私は言っているのですよ。あなたは、補助金制度になっておる、そのシステムは変えられないということならば、来年でも若干予算がふえたって同じような姿勢しか出てこない、こういうことになるわけです。あなた禪坊主みたいなことを言う人ですから、何ぼここでやっても禪問答みたいなことになって、びんとこないのだけれども、この間大蔵大臣は、三十八年度予算では一つ考えますということを言っておられますから、一つ三十八年度予算ではよく大蔵大臣と相談し、さらに総理大臣とも相談していただいて、この夏再びあの事件が発生したら今度は承知しませんよ。ちゃんと大蔵大臣から言質を取っているのです。あなたに對しても、今私どもは言うべきことを言ったのですから、今度

は相当覚悟してもらわなければならぬと思うのです。ついでに、法務大臣にお尋ねしますから、あなたもよく聞いておいてもらいたい。というのは、まだたくさんありますけれども、時間がありませんから多くを申し上げませんが、おわれわれは堺の大阪府刑務所を視察した。そうすると、あそここの受刑者——今は僕はちよつと表を持ってこなかったのです、二千八人くらいいました、あの受刑者の中の四百人が暴力団で、暴力団に入っている連中なんです。ですから、看守もその辺の初犯の受刑者を扱うのと違つて、こいつらは百戦錬磨ですから、十分鍛えられたやつです。それから、従つて一つ間違えればやはり暴力事件が所内で発生をするということから、その看守の肉体的、精神的の疲労度というものは非常に強いわけです。こういう暴力団が多く入っていますから、四百人入っていますから、それだけの組に属しておるわけでありまして、けれども、こういう連中を扱うのに大へん困つておる。しかも人員不足のために完全な週休制がとれない、労働時間がオーバーになるということから——まあ飯にもいろいろ問題がありました、食事もいろいろ問題がありました、この刑務所、つまり法務大臣の管轄する方面の労働関係は、私は一番おそれていると思うのです。そして政府の方でも、何か法務関係ということになりますと、まあじゃま者扱いはいしなないけれども、あまり重要視しないことだけは事実なんです。これは大蔵省のお役人もその頭があるんじゃないだろうかと私は思うのです。たとえば通産省方面の予算になつてくると、いろいろ

な強力な陳情などもあつて、そしてやると、これはまた労働組合の突き上げその他があつて、割合にその声が政治の上によく反映する。ところが法務関係になつて参りますと、たとえば刑務所の職員は労働組合を作る権利を持つておりません。——権利を持つておるのでしようけれども、それが奪われているという状態なんです。警察官の場合と同じなんです。だから、そこから出てくるところのいろいろ不平不満というものが、集中的に政治に反映するといふことが割合に希薄なんです。非常に薄い。それだけにああいう恵まれなところ、働いておる諸君に對しましては、特別な配慮が必要ではないだろうか。私も大坂府刑務所あるいは交野女子学院ですか、その他をずっと調べて参りましたけれども、ほとんど人員不足のためにオーバー労働をやつて、そして極度の労働強化のために非常に疲れておるし、労働条件が悪い。こういう点については政府の方でお考えを願いたい、こういうように思うわけでありまして。

この点につきましては、法務大臣、今の釜ヶ崎の問題でも、検察当局がそのう言つておるのですから、遠慮は要らぬから、閣議においてばんばんやつてもらおう。たとえば河野一郎君が農村問題で発言しても、農村よりもむしろこつちの方が大事なんだというくらいな気概を持つて——どつちが大事かよくわかりませんが、それくらい気概を持ってやつてもらわないと、何か法務省の方がいつも片すみの方に追いやられて、そして実力者——実力があるのかないのかよくわかりませんが、と

稱する連中が閣内において大手を振つて、そしてそういう連中のところには予算がたくさん行くというようなことになつて参りますと、正直者がばかを見る。私のようなひよわい者が絶えず損をするということになるのであります。その点は法務大臣も大いに閣内がらばつていただきたい。また官房長官もぜひそれをバック・アップしてもらいたいと思ひますけれども、この点について官房長官、法務大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○植木国務大臣 たいだいま赤松委員から矯正施設におきましての職員の過勞の問題等について適切な御意見がございました。私も若干各地を回つて参りまして、全く実は同感なのであります。それで、せめてそれを少しでも直したいと思つて、いろいろ今度の三十七年度予算におきまして苦勞をしてみました。しかし、どうも微力にして、まだ十分ではございません。今も御指摘になりましたが、それはあえて堺の刑務所だけではないのであります。私の見ました福岡の刑務所等におきまして若干の事例を聞いてみますと、一年間全然休暇がとれない。それが一年どころではなくて、はなはだしものは十三年にわたつて一度も休暇をみずからとつたことがないというほどの勤務ぶりでございます。何もそれがいいというのじゃございません。その人の心がけたるや、実にりっぱだと思ひますけれども、しかもそれがその人だけじゃなしに、そこに約五百人ばかりの看守諸君がおられますが、そのうちの百数十名というものは一年間全然休暇をとっていないという人がおるのです。それはなぜそうなるかとい

うので調べてみますと、ただ単に役所に行つて仕事をしたいからじゃないのです。やはり休暇もほしいのですけれども、勤務の関係からどうしてもそれができないので、やむを得ずそういう勤務に置かれておるといふ状況を聞きまして、私も定員の増加の問題あるいは処遇の改善の問題でいろいろ考へてみましたが、不幸にして、まだことしは、ほんのちよつぱりした若干のことはできておりますけれども、とても思うにまかせておりません。こうしたことにつきましては、どうぞ国会におかれまして、なるべく機会を得てごらん願ひまして、そうしてあの実情をよくくぐらんなつて、そうしてわれわれの施策につきましても御支援を願ひたいと思つております。たとえば、今の堺の刑務所に暴力団の人が非常にうお話、ところが、それはあえて暴力団じゃなくても、刑務作業をやつております場合、いろいろ危険な道具を持つております。その道具をもつていふ何どきやられるかわからぬという非常にむずかしい場所において監視をしておるといふわけなのであります。一歩誤りますというとな非常に問題が起る。現に傷害、殺人とまではいきませんが、そういう事件がときどきあるのです。あの危険な作業をしておりますのに、先年警察官等に対しては、一たん危害にさらされて、そうして犯罪捜査等の場面において傷を受けるとか、あるいは死んでしまふというような場合に、特別なほう賞の制度をこしらへられました。あの當時も、われわれ法務当局といたしましては、ぜひ看守諸君もその中に加えてもらいた

いという主張をしたのでありますが、不幸にして、いろいろの権衡上、これまたやむを得ぬ点もありますために、いまだに実現に至っておりません。こうした問題についても、何とか私はあの危険な勤務にさらされてやっておる人たちに對して、万一のことがあつた場合、今の程度のほう賞でいいかという、どうもいとは思えない。こうした問題も実はたくさんございまして、非常に適切な御意見を拝聴いたしまして、むしろ私の微力をおおびする次第でございます。今後なお一そう努力いたしたいと思います。

○大平政府委員 法務大臣等と協力いたしまして、最善を尽くします。

○小島委員 関連質問でちよつとお尋ねしたいのですが、看守の増員という問題ですが、全国平均で刑務所をとると、大蔵省の言う通りに、この程度でいいという数字が出て、そういうふうな特殊な刑務所とか、たくさん収容し過ぎていくとか、しなければならぬという状態のところに対して、何か特別の取り扱いをするという方法でできないものですか、大蔵省と相談して。

○植木國務大臣 ただいまの収容人員の多寡と現在の看守定員の割合の問題になるのですが、この点につきましましては、なるほど大蔵省の言うような考え方も成り立たぬのじやないのではありません。しかしながら、それは現実の問題として、すでに予算上規定になつております看守の定員と、そうしてそれに対しての犯人、収容人員の増加の問題であります。これにはやはり、かりに三十人の収容者がある場合、三十人に三交代で六人要るものと

仮定いたしますと、その割合はそれでいいかもしれません。しかしながら、一つの刑務所が一単位として運営されていきますためには、やはり最小限度、ただ看守の数と収容人員の数だけでは割り切れぬものが相当数あるのがあります。その問題について大蔵省とわれわれとの間になかなか意見の食い違いがあつて、それが実現することができない。だから本来から言えば、収容人員が少なくないところでは、多いところへどんどん持つていったらいいじゃないかというふうには大蔵省から言われまうけれども、しかし実際問題として、最小限度の看守の要員その他事務職員も要りますし、なかなかそれをはすすわけにもいかないというふうなこともなおりますので、どうも定員増加については十分ではございません。しかしそれは、部内で実はやりくりいたしまして、できるだけ限りの措置は講じて、多いところの方はふやして、収容人員の少ないところは減らしていくというふうな、できる限りの実際上の措置は講じておる次第であります。しかし、まだまだわれわれとしては、もっと増加してもらいたいという要望をしているのですが、これがなかなか実現できないのが実情でございます。

○赤松委員 それでは私は、同僚議員の質問がありますので、一点だけ質問して終わりたいと思うのでありますけれども、官房長官には、またいろいろこのスラム街の問題で質問もし、御意見を拝聴する機会もあると思うのでありますけれども、非常に質問時間が短かくて、意に満たない点が多々あるのですが、私どもの気持ちもくんで、この点についての施策を強力に推進して

いいただきたいということを望んでおきます。それから法務大臣には、実は昨日僕は最後に、あまり本人が興奮しちゃつて、あのペースに巻き込まれて、法務大臣の所信をお伺いすることを忘れちゃつたのですが、あの吉田君の件に關するあなたの所信、この点について一つお伺いしてみたい。特に再審制度に關する問題等についても一つ考えていただきたい、こういうふうに思うのであります。いかがでありますか。

○植木國務大臣 昨日のいわゆる吉田石松氏のあの事件につきまして、私も若干書類を見、またきのうその人本人の顔も見まして、発言も聞きまして、全く感慨無量でございます。もし、今さらそんな言葉を使うと、お前はまた疑つてゐるのかとおしかりをこうむるかもしれません。もし吉田氏の言う通りであるとしたら、ほんとうに国家として何とおわびしていかうか、あゝ、ほんとうに気の毒な、重大な問題であると思ひます。私は、なるほど裁判官もあるいは検察当局も、常に慎重な用意で、そうして十分手を尽くして調べたのだと思ひます。従つて、十分記録も見たり、またそれこそ紙背に徹する眼光で考えなければならぬのだらうと思ひますけれども、きょうまであれに關与せられた三回の裁判あるいは何回かの再審あるいは情願等々の問題の際における役所の人たちの判断というものは、よほどこれは氣をつけなければならぬ問題であると考えます。今回のこの具体的事件そのものについては、どうすればよいのか、私はやはり、目下最高裁において抗告の審理中でございますから、その結論を待

ちたいと思ひますが、またわれわれ當局といたしましては、裁判關係の書類が焼失その他でもうなくなつてゐる部分もあるやうであります。その当時の真相をいま一度考え直してみる材料も十分残つておるかどうか非常に疑問はありますけれども、よほど考えねばいかぬ、こう思ひます。

一般論といたしましては、きのうも赤松委員の御意見にもありました通り、現在の再審の制度、法規の現状があれでいいかどうか、非常に狭められてゐる。それをもう少し広げる必要があるのじやないかというふうな問題。一面におきましては、これはもちろん基本論でありますけれども、裁判で決定しました、十分慎重な審理の結果、裁判で決定したものに對するその結論を尊重していかなければならぬ問題は、これまた非常に、社会秩序全般から考へて、当然のことでもあります。しかしその間、個人の人權の尊重という問題と考へあはれますときに、よほどこれは反省をし、研究をして、そうして、とにかく今の法制ではいかぬのじやないか、もう少し研究の必要があり、若干そこには新しい考へ方でも十分一つ見直す必要があるのではないか、かように考える次第であります。

○河本委員 志賀義雄君。○志賀(義)委員 ただいまの事件に加えて、もう一つ、徳島のラジオ商殺しの婦人が和歌山刑務所に入つております。これは店員が偽証したということとを申し出てゐるし、別に真犯人とみずから名乗つて出た者があるのではありません。その婦人が今たしか懲役十五年で服役しております。本人は、どうもいろいろなところで泣き寝入りさせられてゐると思ひますが、家族の人、あるいは地元の人、新聞社の人、それから法曹界の人で、この問題を明らかにしようという運動があります。この法務委員会でも、かつて神近市子さんが、委員として取り上げられたことがありました。ただいま、吉田事件についての法務大臣の御意見を承りました。これもあわせて御調査をお願いしたいと思います。

なお、きょう資料要求をいたしたいのは、警察官けん銃使用及び取扱規範というものが今あります。これを四月一日から改めて、新しい要領として、ピストルの使用の方法を具体的に定めた服務要領を国家公安委員会規則として施行するといふ基本方針を、全国都道府県警察事務關係課長會議で去る二月二十七日にきめております。このけん銃使用に關する現行規範と、今度の新しい服務要領、これがどういふものであるかといふことを、この法務委員会の方へ知らしていただきたいと思ひますので、そのように法務委員長の方で、理事會にお諮りの上、お願いしたいと思ひます。と申しますのは、けさの朝日新聞に、去る二十七日、札幌中央署の岡田基伸巡査が強盗犯人と見て射殺した小林政雄というのが、実は強盗犯人ではなかつた、翌二十八日午後、北海道警察本部で発表されております。これは一人の婦人、保健婦の南川まさ子さんといふのが短刀を持った男に襲われ、千二百円入りの財布を奪われたといふ事件であります。それで、犯人と申して射殺してみたら——これは短刀を持つておつたし、短刀でおどされたんだから、これだろというので、財

五

部分は短縮の要なし、こうお考えにな
る根拠は、逆にまた、短縮の必要がな
いかという点についての御意見をいた
だきたい。

○平賀政府委員 これは前回にもお答
え申し上げましたように、普通失踪の
場合は、行方不明になる原因がいろいろ
あるわけでございます。家出するとか
いふようなことで所在をくらまして
おるといふいろいろな事由がございます
して、その残った人たちとしましては、
生存を信じておるといふ場合が多
いわけでございます。交通通信が発
達したといひましても、やはり長期間
わからぬことがあり得る、そしてま
た帰ってくるというような可能性が多
いわけでございます。ところが、この
危難失踪の場合は、ほんとうに死亡の
原因となる危難が現実には発生するわけ
であります。この場合は、その期間を
置かなくともよい、三年も置かなくとも
一年で十分だといふことが考えられ
るのでございます。普通失踪の場合
は、やはり相当の期間を置くことが適
当ではないかと思つてございします。

○平賀政府委員 試みに外國の立法なんかを見てみま
しても、資料としてお手元に差し上げて
おりますが、大体普通失踪の期間は十
年前後というのが現在でも多いわけ
でございます。そういう関係で現行法は
七年になっておりますが、七年をそう
短縮する必要はないじやないか、危難
失踪に比べましてこれを短縮する必要
性はきわめて薄いのじやないかといふ
ことで、普通失踪の失踪期間といふも
のは今回は短縮いたさなかつたので
ございます。

○阿部委員 一応ごもつとも承りま
すが、元來この失踪というものは、親族
その他の関係者の申請によつてするも
のでありますから、かりに短くしまし
たからといひまして、申請がなければ
その短いというものが実現されるもの
でもないものであります。またその反
面から言ひまして、諸般の法律関係を
安定させるという面から見ましたなら
ば、いまだ少し短くするといふことも必
要ではないかと思はれるのであります
が、その点さらに一つ立ち入った御見
解をお聞かせ下さい。

○平賀政府委員 この失踪宣告の請求
は、民法では利害関係人からというこ
とになっておるわけでございますが、
利害関係人、これは法律上利害関係が
ある者といふことになるかと思つて
あります。たゞ、範圍がかなり広いわけ
でございます。たとへば失踪者の配偶者
であるとか子供などかといふのは、こ
れは本人の生存を信じておる、夫は生
きては居るはずである、父は生きてお
るはずであるといふ生存を信じて、ある
いは生存を願つておるわけでございます
が、たとえば債権者などからしても、や
はり利害関係人といふことで失踪宣告の
申し立てができるわけでございます。し
て、遺族としては、ことに近親者たちと
しては、生存を信じ、帰ってくることを
信じておるのだけけれども、債権者など
から失踪宣告の請求をされ、死んだも
のとみなされてしまふといふ可能性も
あるわけでありまして、やはり最短期
間といふものは七年くらい置いておく
べきではなからうかといふふうに考
えられる次第でございます。

○阿部委員 いろいろこれは考え方の
相違があるかと思ひます。ある程度ま
では裁判所の自由な判断にまかせてお
く方がよいのではないかといふふう

も考えられるのであります。これは
それでよいとおきましよう。

○平賀政府委員 従来におきまして
も、失踪期間は、普通失踪でありま
す。今までは宣告の時期が死亡の時
期といふふうになっておりましたの
を、今度は適及して効力が発生する
といふふうにお改めになりましたが、こ
の点いかなる御見解でございますか。

○阿部委員 それはもう初めからよく
わかつておるものであります。旧法に
おいてもおそろくその点において心づ
かないで立法したと思はれませんか。
しかし、それにもかかわらず、宣告の
ときから効力を発生するといふことに
しておつたゆゑんのものは、なるだけ
こういうものはさかのぼつて効力が発
生することを避けたいといふ趣旨で
あつたのではなからうかと私は推測し
ておつたのであります。今度その原則
を変えらるるのであります。その点
の双方の法律制度としての利害得失な
どをお考えになつたと思ひます。それ
らについての御所見を承つておきたい
と思ひます。

○平賀政府委員 従来におきまして
も、失踪期間は、普通失踪でありま
す。今までは宣告の時期が死亡の時
期といふふうになっておりましたの
を、今度は適及して効力が発生する
といふふうにお改めになりましたが、こ
の点いかなる御見解でございますか。

○阿部委員 それはもう初めからよく
わかつておるものであります。旧法に
おいてもおそろくその点において心づ
かないで立法したと思はれませんか。
しかし、それにもかかわらず、宣告の
ときから効力を発生するといふことに
しておつたゆゑんのものは、なるだけ
こういうものはさかのぼつて効力が発
生することを避けたいといふ趣旨で
あつたのではなからうかと私は推測し
ておつたのであります。今度その原則
を変えらるるのであります。その点
の双方の法律制度としての利害得失な
どをお考えになつたと思ひます。それ
らについての御所見を承つておきたい
と思ひます。

○平賀政府委員 従来におきまして
も、失踪期間は、普通失踪でありま
す。今までは宣告の時期が死亡の時
期といふふうになっておりましたの
を、今度は適及して効力が発生する
といふふうにお改めになりましたが、こ
の点いかなる御見解でございますか。

○阿部委員 それはもう初めからよく
わかつておるものであります。旧法に
おいてもおそろくその点において心づ
かないで立法したと思はれませんか。
しかし、それにもかかわらず、宣告の
ときから効力を発生するといふことに
しておつたゆゑんのものは、なるだけ
こういうものはさかのぼつて効力が発
生することを避けたいといふ趣旨で
あつたのではなからうかと私は推測し
ておつたのであります。今度その原則
を変えらるるのであります。その点
の双方の法律制度としての利害得失な
どをお考えになつたと思ひます。それ
らについての御所見を承つておきたい
と思ひます。

○平賀政府委員 従来におきまして
も、失踪期間は、普通失踪でありま
す。今までは宣告の時期が死亡の時
期といふふうになっておりましたの
を、今度は適及して効力が発生する
といふふうにお改めになりましたが、こ
の点いかなる御見解でございますか。

○阿部委員 それはもう初めからよく
わかつておるものであります。旧法に
おいてもおそろくその点において心づ
かないで立法したと思はれませんか。
しかし、それにもかかわらず、宣告の
ときから効力を発生するといふことに
しておつたゆゑんのものは、なるだけ
こういうものはさかのぼつて効力が発
生することを避けたいといふ趣旨で
あつたのではなからうかと私は推測し
ておつたのであります。今度その原則
を変えらるるのであります。その点
の双方の法律制度としての利害得失な
どをお考えになつたと思ひます。それ
らについての御所見を承つておきたい
と思ひます。

○平賀政府委員 従来におきまして
も、失踪期間は、普通失踪でありま
す。今までは宣告の時期が死亡の時
期といふふうになっておりましたの
を、今度は適及して効力が発生する
といふふうにお改めになりましたが、こ
の点いかなる御見解でございますか。

○阿部委員 それはもう初めからよく
わかつておるものであります。旧法に
おいてもおそろくその点において心づ
かないで立法したと思はれませんか。
しかし、それにもかかわらず、宣告の
ときから効力を発生するといふことに
しておつたゆゑんのものは、なるだけ
こういうものはさかのぼつて効力が発
生することを避けたいといふ趣旨で
あつたのではなからうかと私は推測し
ておつたのであります。今度その原則
を変えらるるのであります。その点
の双方の法律制度としての利害得失な
どをお考えになつたと思ひます。それ
らについての御所見を承つておきたい
と思ひます。

○平賀政府委員 従来におきまして
も、失踪期間は、普通失踪でありま
す。今までは宣告の時期が死亡の時
期といふふうになっておりましたの
を、今度は適及して効力が発生する
といふふうにお改めになりましたが、こ
の点いかなる御見解でございますか。

○阿部委員 それはもう初めからよく
わかつておるものであります。旧法に
おいてもおそろくその点において心づ
かないで立法したと思はれませんか。
しかし、それにもかかわらず、宣告の
ときから効力を発生するといふことに
しておつたゆゑんのものは、なるだけ
こういうものはさかのぼつて効力が発
生することを避けたいといふ趣旨で
あつたのではなからうかと私は推測し
ておつたのであります。今度その原則
を変えらるるのであります。その点
の双方の法律制度としての利害得失な
どをお考えになつたと思ひます。それ
らについての御所見を承つておきたい
と思ひます。

○平賀政府委員 従来におきまして
も、失踪期間は、普通失踪でありま
す。今までは宣告の時期が死亡の時
期といふふうになっておりましたの
を、今度は適及して効力が発生する
といふふうにお改めになりましたが、こ
の点いかなる御見解でございますか。

○阿部委員 それはもう初めからよく
わかつておるものであります。旧法に
おいてもおそろくその点において心づ
かないで立法したと思はれませんか。
しかし、それにもかかわらず、宣告の
ときから効力を発生するといふことに
しておつたゆゑんのものは、なるだけ
こういうものはさかのぼつて効力が発
生することを避けたいといふ趣旨で
あつたのではなからうかと私は推測し
ておつたのであります。今度その原則
を変えらるるのであります。その点
の双方の法律制度としての利害得失な
どをお考えになつたと思ひます。それ
らについての御所見を承つておきたい
と思ひます。

○平賀政府委員 従来におきまして
も、失踪期間は、普通失踪でありま
す。今までは宣告の時期が死亡の時
期といふふうになっておりましたの
を、今度は適及して効力が発生する
といふふうにお改めになりましたが、こ
の点いかなる御見解でございますか。

○阿部委員 それはもう初めからよく
わかつておるものであります。旧法に
おいてもおそろくその点において心づ
かないで立法したと思はれませんか。
しかし、それにもかかわらず、宣告の
ときから効力を発生するといふことに
しておつたゆゑんのものは、なるだけ
こういうものはさかのぼつて効力が発
生することを避けたいといふ趣旨で
あつたのではなからうかと私は推測し
ておつたのであります。今度その原則
を変えらるるのであります。その点
の双方の法律制度としての利害得失な
どをお考えになつたと思ひます。それ
らについての御所見を承つておきたい
と思ひます。

○平賀政府委員 従来におきまして
も、失踪期間は、普通失踪でありま
す。今までは宣告の時期が死亡の時
期といふふうになっておりましたの
を、今度は適及して効力が発生する
といふふうにお改めになりましたが、こ
の点いかなる御見解でございますか。

○阿部委員 それはもう初めからよく
わかつておるものであります。旧法に
おいてもおそろくその点において心づ
かないで立法したと思はれませんか。
しかし、それにもかかわらず、宣告の
ときから効力を発生するといふことに
しておつたゆゑんのものは、なるだけ
こういうものはさかのぼつて効力が発
生することを避けたいといふ趣旨で
あつたのではなからうかと私は推測し
ておつたのであります。今度その原則
を変えらるるのであります。その点
の双方の法律制度としての利害得失な
どをお考えになつたと思ひます。それ
らについての御所見を承つておきたい
と思ひます。

○平賀政府委員 従来におきまして
も、失踪期間は、普通失踪でありま
す。今までは宣告の時期が死亡の時
期といふふうになっておりましたの
を、今度は適及して効力が発生する
といふふうにお改めになりましたが、こ
の点いかなる御見解でございますか。

○阿部委員 それはもう初めからよく
わかつておるものであります。旧法に
おいてもおそろくその点において心づ
かないで立法したと思はれませんか。
しかし、それにもかかわらず、宣告の
ときから効力を発生するといふことに
しておつたゆゑんのものは、なるだけ
こういうものはさかのぼつて効力が発
生することを避けたいといふ趣旨で
あつたのではなからうかと私は推測し
ておつたのであります。今度その原則
を変えらるるのであります。その点
の双方の法律制度としての利害得失な
どをお考えになつたと思ひます。それ
らについての御所見を承つておきたい
と思ひます。

○平賀政府委員 従来におきまして
も、失踪期間は、普通失踪でありま
す。今までは宣告の時期が死亡の時
期といふふうになっておりましたの
を、今度は適及して効力が発生する
といふふうにお改めになりましたが、こ
の点いかなる御見解でございますか。

○阿部委員 それはもう初めからよく
わかつておるものであります。旧法に
おいてもおそろくその点において心づ
かないで立法したと思はれませんか。
しかし、それにもかかわらず、宣告の
ときから効力を発生するといふことに
しておつたゆゑんのものは、なるだけ
こういうものはさかのぼつて効力が発
生することを避けたいといふ趣旨で
あつたのではなからうかと私は推測し
ておつたのであります。今度その原則
を変えらるるのであります。その点
の双方の法律制度としての利害得失な
どをお考えになつたと思ひます。それ
らについての御所見を承つておきたい
と思ひます。

○平賀政府委員 従来におきまして
も、失踪期間は、普通失踪でありま
す。今までは宣告の時期が死亡の時
期といふふうになっておりましたの
を、今度は適及して効力が発生する
といふふうにお改めになりましたが、こ
の点いかなる御見解でございますか。

多いと思いますけれども、必ずしも当然に後見人になるわけではないのであります。そういう点で若干の違いが出て参りますが、実質的には仰せの通りそう変わつてはいないと私どもは考えております。

○阿部委員　次に、八百十五条の改正なのでありますが、これはどうでございましょうか、従来と多少変わるところがございますか。

○平賀政府委員 この八百十五条も協議離縁の場合の八百十一条を改正しましたことに伴って、それに合わせたわけでございます。いま一つ、現行法によりますと、「養子が満十五歳に達

しない間は、その縁組につき承諾権を有する者から、離縁の訴を提起することができる。」ということで、養子が原告になる場合だけを規定しておるようにとれるわけでありませう。ところが、

解釈としては、被告になる場合もやはりこれでいくべきではないかと思うのでございまして、その点が条文の上でははっきりしておりませんので、

この改正案におきましては、養子の力から訴える場合も、養子が訴えられる場合も、ともに離縁しようとしたならば、その法定代理人になるべき者が養子にかわって訴訟の当事者になって訴

○阿部委員 これは従来の解釈でも、訟をするというふうに解釈を明確にいたしましたわけでございます。実質的には現行の規定とそう変わっていないと言っていると思うのでございます。

養子を相手取って養親側からの訴えもできると思っておったのでありますが、その通りでよろしゅうございますか。

ます。

○阿部委員 それと、これは私は不勉強で何かがつかないのではありませんけれども、八百八十七条の改正で代襲というのを条文に入れたわけなんです、従来ともこれは法律用語として

に、「但し、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない」。こうなつ

ておるのではありませんか。直系卑属でない者が代襲相続人になる場合というのがちよっと考えられないように思うのですが、どういふ場合があるのでございまいしょうか。

○平賀政府委員 これも現行法の取り扱い解釈を明文化したということになると思うのですが、現行法のもとでは実はこういう問題があるわけでございます。被相続人、お父さん

かりに甲といたします。それが乙という養子をもたらした。ところが、この乙が甲の養子になる以前に乙に子供があった。たとえば養子縁組前に生まれ

ました。甲という子供がいる場合を仮定いたします。それからまた養子縁組いたします。それから丁という子供が生まれると、今度は丁という子供を仮定いたします、こういう場合を仮定いたします。今、甲よりも先に養子

の乙がなくなってしまうという場合に、一体乙が養子になる以前にできておった丙というものが代襲相続ができるかどうかということで実は問題があったわけでございます。養子縁組に

よりまして直系血族の關係ができますが、その乙の子供というのは、養子縁組後に生まれた者だけが甲の直系血族になる。おじいさんと孫という關係が

ります丙というのは、甲との間には血

族閥係ができない、親族閥係が生じないわけでございます。そこで一体この丙に代襲相続権があるのかないのかというところが問題になりまして、従来、法務省におきましてもそうであります

が、裁判所における解釈も、直系卑属でない者は代襲相続権がないという解釈できておるのでございますが、一部に、いやそうではない、養子縁組前の

子供丙のような者にも代襲相続権があるという見解があるわけでございます。この点、やはり解釈上の疑義をなくして明確にしたいということで、現在の裁判所、それから私どもの方の関

係、登記などの関係でとっておりま
ところの、直系卑属でなければなら
いというこの解釈を明文ではつきりし
ておくということなのでございます。

○阿部委員　私は気がつかなかったの

であります。そうすると、すでに子供を持っておる人間を養子とする場合に、その養子の子供を孫にしない、こういう養子の縁組は現実にあるのであ

○平賀政府委員 夫婦養子をするような場合でございますが、その夫婦に子供がいる夫婦養子をしたような場合には、その養子になった夫婦の子供とい

うのは養親の孫にはならぬのでございます。現行の養子制度——従来もそうありますが、日本の養子制度のもとでは、養子の子供は、すでに生まれおる子供は、当然には——当然には

というよりも、すでに縁組み前に生まれております子供は養親の孫にはなれない。養子縁組後生まれました子供だけが孫になるわけでございます。血族

す。でありますから、旧法のもとにお

きましては、夫婦養子になりましたその養子が、自分の養子縁組前に生まれました実子をさらに養子にするということでもって、孫、おじいさんの関係が作れたわけですが、現行法の

解釈としましては、実子は養子にできないというような解釈をとっております関係で、現行法ではどうも孫にする方法がないわけでございます。これは

やはり一つの大きな根本問題なのでございまして、普通の日常生活の関係では、たとえば夫婦養子になりました者が小さい子供と一緒に連れてきたという場合には、やはり、養親の孫とする

のだ。かく考えるのが普通でありまして養子縁組後に生まれた子供と区別するのはおかしいじゃないかということが言えるわけでございます。これも養子制度の根本問題の一つでございます。

が、養子制度にはそういう問題がござ
いますので、今回はそういうところま
では手をつけないで、そういう点はな
お今後検討いたしましたして、何らかの解

○阿部委員　そうすると、それはやはり人情にもとる点が確かにあると思うのですが、その点いかなものなんでしょうか。

でしょうか。このただし書きがなければ、これはどういう法律効果になるのでしょうか。

○平賀政府委員　ところが、ただいま申し上げました例では、夫帰養子こな

りました養子の子供がまだ小さいとい
う場合ですが、よく例がございますの
は、農村なんかで、子供がない、弟夫
婦を養子にするなどという例があるわ

くなくて、四十、五十になつた弟を養

子にするという例があるわけでありま
す。その弟には当然に子供がいる。そ
の子供はもう結婚しておるといふよ
うなずいぶん大きくなった子供が
いるわけでございます。それはもち
ろん弟の

方の家に残しておいて、弟だけが兄貴の養子になるというような例もあるわけでごいまして、その弟の子供が兄貴の孫になるなどということを考えて

ない場合も実はあり得るわけでありま
す。一がいになえないいろいろなケー
スがございます。被相続人の直系卑
属でない者が当然に代襲相続権を持つ
というのも、また実際に人情に反する

場合も考えられるわけでございます。そういう関係で、これは養子縁組制度の根本問題の一つといたしまして、今後なお検討していきたいというふうに考えております。次府でござい、三十一。

○阿部委員　それから次は大体相続の承認、放棄の問題であるようでありますが、そのうちの九百三十九条であります。この改正が何か法律効果に変わ

○平賀政府委員 相統の放棄の効果につきましては、実は二通りの見解がございますまして、解釈が分かれておるわけでございます。例を申し上げますと、

甲、乙という夫婦がおると仮定いたします。甲が夫で乙が妻といたしますが、それなりにA、Bという二人の子供があると仮定いたします。この場合に、夫の、父親の甲が死にますと、

現行の相続法でいきますと、妻の乙と子供のA、Bが、いずれも相続人になるわけでありませう。そして相続人になりますと、妻の乙には相続財産の三分

A、Bに、合わせて三分の二がいくわけであり、全相続財産の三分の一ずつがそれぞれA、Bにいくこととなるわけである。一つの解釈によりますと、これは九百三十九条の二項の解釈でございしますが、現行法では「数人の相続人がある場合において、その一人が放棄をしたときは、その相続分は、他の相続人の相続分に充ててこれに帰属する。」ということでございますので、かりにたとえ子供のBが相続を放棄したといたします。子供のBが放棄したとしますと、その相続分の三分の一は、乙とAの相続分に充てて分けられることになるというふうに考えますと、このBの相続分の三分の一が二分されまして、乙とAにいく、六分の一ずつ乙とAにいきまして、結局乙とAの相続分は二分の一ずつということになるわけでございます。Bはもう相続人ではなく、残りから、全相続財産の二分の一が乙、残りの二分の一がAという計算になるわけでありまして、これが一つの解釈でございます。ところが他の解釈によりますと、いや、そうじゃないのだ、Bが相続を放棄したとすれば、Bがそもそも最初からいなかったものと考え、相続人は乙とAだけだと考えるべきである。そういうふうにごさいますと、乙は生存配偶者でございまして、相続分は三分の一、Aは三分の二と、これは株分け説と申しております。生存配偶者の株は三分の一で、直系卑属の株は三分の二だから、そういう株に従って分けるのだという株分け説と、いや、そうではない、九百三十九条の二項を文字通りに解釈して、Bが放棄したとすれば、Bの相続分の全体の三分の一が乙とA

の相続分に充てて分けられるのだ、そして乙とAが半分ずつ相続しているのだという、こういう二つの見解が対立しておるわけでございます。これが家庭裁判所における取り扱い、あるいは私どもの不動産登記の制度における取り扱い、それから税務署の相続税の関係の取り扱い、非常に実務上困りますために、非常に実務上困るわけでございます。これをばっきりしたいというので、これはただいま申しました二つの説のうち、株分け説と申しますか、その株分け説によりまして、ただいま申しました例に即して申し上げますと、子供の一人のBが放棄した場合には、Bの相続分は直系卑属の株の中で放棄されたんだから、もう一人の子供Aに全部行つてしまつて、Aが三分の二、生存配偶者は依然として三分の一だ、こういう解釈になるわけでございます。一体二つの解釈のうちどちらが実情に適するかということでございますが、これは私もいろいろ考えたのでございますが、これはいろいろの場合によつて株分けの方が適当な場合もありまして、株分けでなく、現行法の文理解釈で処理した方が適当な場合もございまして一律にいかないわけでございます。そこで、こういうふうな解釈が二つに分かれておつて、取り扱いが区々になつておること、非常に不便なので、解釈が分かれる余地をなくする、取り扱いがばっきりきまるということになれば、被相続人の方におきまして、自分が死んだらこういうことになると、自分が死んだらこういうことで遺言で適当な配分をきめておくということも可能になる。そういうわけでございます。解釈を明

らかにしたというのが九百三十九条の改正の理由でございます。もう一つこれに似たことであります。九百九十四条、ただ「前」というのと「以前」というのと、これはどういう効果があるのです。○平賀政府委員 九百九十四条でございますが、現行法では、「遺贈は、遺言者の死亡前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。」ということになつておるのでございしますが、現在の法令の用語として死亡前というのと死亡以前というのを区別しておるわけでありまして、現行法は「遺言者の死亡前に受遺者が死亡した、その場合は遺贈に効力を生じない」ということになるわけでございますが、最初にお尋ねでございました同時死亡の規定を今度実は置いたわけでありまして、その関係で、遺言者と受遺者が同時に死亡するということもあり得るわけでありまして、こういうことがはつきり出てくることになり得るわけでございます。同時死亡の推定を受けまして、たとえば台風なんかの災害で親子がともに死亡した。どちらが先に死んだかわからぬ。今度の新しい規定によりまして、はつきり同時死亡と推定された場合には、一体この遺言は効力を生ずるのだらうか、従来は潜在的でそうこれが問題にならなかつたのでございしますが、新しく同時死亡の規定を置きました関係で、ここからはつきりさせておく必要があるだらう。とにかく同時死亡した場合は遺言は効力を生じないとするのが本筋であるわけでございます。そこをはつきりいたしまして、「遺言者の

死亡以前」というふうに改めたわけでございます。これは要するに同時死亡の場合も、あるいは同時死亡の推定を受ける場合も遺贈は効力を生じないという趣旨の改正でございます。○阿部委員 そうすると、これは同時死亡の場合においては遺贈は効力を生ずるのですか。○平賀政府委員 生じないのでございします。○阿部委員 これは文言でいくと、遺言者と受遺者が同時に死亡する。遺言者の死亡する以前に死亡したのではない。同時に死亡した。そうすると、遺言はやはり効力を生じそうに思われますが、生じないのでですか。○平賀政府委員 普通遺言する人は、たとえば財産をある者がやりたいという場合には、自分が死んだ後に生き残つておることを前提にしておるわけでありまして、その者が自分よりも先に死んでしまったという場合には、また別に遺言をし直しまして、ほかの者にやるという遺言をするのが普通であるわけでございます。でありますから、遺言をした人よりも先に、遺言によつて財産をやるうとしたその受遺者が死亡した場合には、当然遺言は効力を生じないというふうにすべきだと思ふのでございしますが、同時死亡の場合でも、やはりそれに準じて考えてしかるべきではないか。同時死亡の場合に効力を生じますか。同時に財産が受遺者の相続人に申しますと、それに財産がいくということになるわけでございますが、そこまでは、やはり遺言した遺言者としては考えられないかと考えるのが普通ではないだらうか。その場合もやはり遺言は効力を生じないとした方

が遺言者の意思に合うのじゃないかというところで、死亡以前にという点をばつきりしたのでございまして、現行法の解釈におきまして「遺言者の死亡前に」とございしますけれども、やはりそう解釈すべきであらうと思ふわけでございます。なお、それと関連して考えられますのは、現行法の八百八十八条の代襲相続の規定でございますが、この代襲相続につきましても、現行法では「前条の規定によつて相続人となるべき者が、相続の開始前に、死亡し」というふうになつております。たとえ子供がおやじよりも先に死んだとしようということになつておるわけでございますが、親と子供が同時に死亡した場合には一体どうなるか。さらにその子供がある。要するに、孫は生き残つたが、親と子は同時に死亡したという場合には、一体代襲相続が起るのか、起らないのかという場合があるわけでございます。これはやはり現在の解釈では、代襲相続なんだ、親子の間に相続関係はない、子供が一人親の財産を相続してそれが孫にいくのではなくて、親子の間には相続関係は全然起らない。おじいさんからいきなり孫に代襲でいくのだという解釈なのでございします。これもやはり現行法では「相続の開始前に」という言葉で、同時死亡の場合は考えられない。よいう規定でございしますけれども、これはやはり条理として開始以前と読むべきであらうというふうに現行法でも解釈しておるわけでございます。その点も今度の新しい八百八十七条の規定では、はつきりいたしまして、この新しい規定の二項で「被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき」と、

同時死亡の場合もはつきり含むように「開始以前」といたしたわけでございます。今度の新しい八百八十七条の第二項でございます。従来は「開始前」とございましたが、「開始以前」として、同時死亡の場合も代襲相続になるのだということをはつきりさせました。

○阿部委員 お話はよくわかるのですが、その文言の意味になるとちよつと逆のようにとれるのですが、いかがですか。九百九十四条ですが、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡した場合効力がなくとしたら、同時に死亡したときは、反面解釈として効力がある、こういうふうになりそうに思われるのですが、いかがですか。

○平賀政府委員 これは現行法では「遺言者の死亡前」となっております。従来、法令の用語からいいますと、遺言者よりも先に受遺者が死んだときですから、同時に死亡したときは、あるいは同時に死亡したと推定されますときは、遺言は効力を生ずるといふ解釈が生まれる余地があるわけでございます。それはやはり不合理だからというので「死亡以前」と改めたわけでございますが、現在の法令用語からいいますと、死亡のときも含めましてその前という意味でありますから、「死亡以前」といたしますと、同時死亡の場合は、まさしくこれは「死亡以前」に当たるわけなので、遺言が効力を生じないわけでございます。ちよつと「死亡前」と「死亡以前」とこまかい使い分けをしておるものがございますから、おわかりにいかと思つうわけでございます。

○阿部委員 私の質問はこれで終ります。

ます。

○河本委員長 この際、小委員会設置の件についてお諮りいたします。

再審制度について調査をなすため、小委員五名よりなる再審制度調査小委員会を設置したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長の指名に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて小委員に

池田 清志君 稲葉 修君
林 博君 赤松 勇君
坪野 米男君

また小委員長に林博君を指名いたします。

なお、お諮りいたします。今後における小委員の辞任の許可及び小委員に欠員を生じた場合の補欠選任につきましても、委員長に御一任願ひておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○赤松委員 先ほど来、私はスラム街の問題を問題にしましたが、なお聞くところによれば、神戸、尼崎はさいぜんと申し上げましたが、それから姫

路、こういう方面に暴力問題などもあり、特に本委員会におきましては、いわゆる法務行政の立場から見るところの交通問題をまだ取り上げていないので、こういう方面の調査をする必要もあると思ひます。国会開会中でありますので、はたして議運の承認を得る必要があるかどうかは別といたしまして、もし議運の手続を省略して、本委員会が自主的に調査に出るといふようなことが委員会の意思としてきまりますならば、各委員の都合なども見計らつて、適当な機会に、以上申し上げましたような地区の調査を行ないたい。この点につきまして委員長に一任しておきますから、よろしく理事会でお取り計らい願ひたいと思ひます。

○河本委員長 ただいまの赤松君の御発言につきましては、追つて理事会に諮り決定いたします。

○河本委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

人権擁護に関する件のうち、昭和女子大学の問題についての参考人として、本日御出席下さることになっておりました昭和女子大学学長玉井幸助君が病氣のため御出席できないとのことであります。ついでには、本件についてあらためて参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、人選等につきましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めまして、そのように決します。

なお、右参考人の意見の聴取は、本日午後一時より開会予定の法務委員会、文教委員会連合審査会において行ないたいと存じますので、御了承願ひます。

次会は明二日午前九時五十分より理事会、午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

法務委員会議録第六号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一五	三	前項		前条
二五	三	共される		供される
二五	三	共用		共有
三一	三	専用部分		専有部分
四一	四	今日		会日
五一	二	此ノ場合		此場合
五一	二	其ノ附屬建物		其附屬建物
五三	四	其ノ附屬建物		其附屬建物
五三	四	其ノ附屬建物		其附屬建物